

量目の検査について

- 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）（抄）
（品位等検査に係る量目の検査）

第3条 品位等検査に係る量目についての検査は、正味重量及び皆掛重量につき行う。

量目の検査は、内容量の重さ（正味重量）と包装込みの重さ（皆掛重量）の2つについて行うこととされている。

皆掛重量の検査のねらいは内容量にあるので、包装の重さが正確にわかっているならば、皆掛重量を検査することにより内容量が推定できる。しかも、正味重量の検査に比較して検査の仕方が容易なので、原則的に毎個に行うことが可能な利点がある。

皆掛重量の検査

皆掛重量の検査は、皆掛重量を計量し、票せん（又は包装面）記載の皆掛重量が正しいか否かを確認する行為である。記載された皆掛重量が正しくないときは、受検者に訂正させなければならない。

この場合、その皆掛重量が確保されているかどうかを次式で確認する。

皆掛重量 ≥ 規定量目 + 風袋重量

規定量目を確保しているかどうか疑わしいものは、正味重量の検査を行うことが必要である。

正味重量の検査

正味重量の検査は、検査場所ですべて皆掛重量を量り、受検品を実際に開装させてその風袋重量を量って、皆掛重量から風袋重量を差し引いた正味重量が、規定量目を確保しているかどうかを確認する行為である。ただし、紙袋包装は、風袋重量が統一されているので、原則として開装せず、次式によって推定し確認する。

正味重量 = 皆掛重量 - 風袋重量

【参考】30kg紙袋の検査証明欄

➤ 農産物検査法施行規則（抄）

別記様式第九号（第十条関係）

検査証明書			
何年産	種類	等級	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。 何 登録検査機関 検査年月日 及び 検査員認印
銘柄			
正味重量規格 何 kg			
皆掛重量 何 kg			

検査請求者記載欄

検査請求者	氏名又は名称	郡(市) 町(村)(字)
住所	都(道府県)	
代理人	氏名又は名称	郡(市) 町(村)(字)
住所	都(道府県)	
生産地	都(道府県)	
生産種名		

備考

- 1 検査を受けようとする農産物が、共同調製施設において共同調製されたものであって、代理人による検査請求に係るものであるときは、検査請求者の記載を省略することができる。
- 2 もみ及び玄米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載する。
- 3 記載事項中等級、検査年月日及び検査員認印を除いては、検査請求者において記載することができる。
- 4 この様式は、内容の変更を伴わない限り、変更することができる。

➤ 実例

検査証明書			
令和	年産	水稻うるち玄米	荷造り、包装及び左記の事項を証明する。 検査機関名
銘柄	県産		
正味重量規格	30 kg		
皆掛重量	30.5 kg		